

## 愛媛大学受託研究員規程

平成16年 4月 1日  
規則第 64号

### (趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学（以下「本学」という。）における受託研究員の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程で「受託研究員」とは、商法等に基づく会社のほか、国、地方公共団体、特殊法人、民法（明治29年法律第89号）第33条第2項の規定により設立された学術に関する法人等（以下「民間会社等」という。）の現職技術者又は研究者であって、国立大学法人愛媛大学基本規則第26条第1項、第27条第2項、第30条第1項に規定する本学の学部、大学院、機構等（以下「部局等」という。）において大学院で行う程度の研究指導を受ける者をいう。

### (資格)

第3条 受託研究員として受け入れることができる者は、民間会社等の現職技術者又は研究者であって、かつ、大学を卒業した者、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者又は本学がこれらに準ずる学力があると認めた者とする。

### (受入許可)

第4条 民間会社等の長（以下「委託者」という。）が当該民間会社等の現職技術者又は研究者を受託研究員として委託しようとするときは、受託研究員委託申請書（別紙様式1）により、委託を希望する部局等の長に願い出なければならない。

2 部局等の長は、教育又は研究に支障のない範囲において、当該部局等の教授会（社会共創学部にあつては社会共創カウンスルを含み、大学院連合農学研究科にあつては研究科委員会、機構等にあつては当該機構等の教授会に代わる機関）の議を経て、受託研究員の受入れを許可する。

3 部局等の長は、受託研究員の受入れを許可したときは、受託研究員受入許可通知書（別紙様式2）を交付するものとする。

4 部局等の長は、受託研究員の受入れを許可したときは、速やかに学長に報告するものとする。

### (受入れの時期)

第5条 受託研究員の受入れの時期は、年度の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

### (受入期間)

第6条 受託研究員の研究期間は、1年以内とし、受入れを許可された日の属する会計年度を超えることができない。ただし、研究継続の必要があり、委託者が研究期間の延長を願い出るときは、第4条の手続を経て、受入れを許可することができる。

(研究料)

第7条 委託者は、受託研究員の受入れが許可されたときは、別表の左欄に掲げる種類及び同表中欄に掲げる研究期間に応じて、同表右欄に掲げる研究料を受入許可後30日以内に納付しなければならない。

2 部局等の長は、委託者が研究料を納付しないときは、受託研究員の受入れの許可を取り消す。

3 既に納付された研究料は、返還しない。

(指導方法)

第8条 部局等の長は、受託研究員に対し当該研究事項に応じて指導教員を定め、大学院で行う程度の研究指導を行うものとする。

(研究証明書の交付)

第9条 部局等の長は、受託研究員が研究期間を終了し、当該研究従事期間等について証明書の交付を願い出たときは、証明書を交付することができる。

(知的財産権の取扱い)

第10条 受託研究員の研究により生じた知的財産権の取扱いについては、国立大学法人愛媛大学知的財産権規程の定めるところによる。

(諸規則の遵守)

第11条 受託研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月17日から施行する。

## 別表

種類	研究期間	研究料 (消費税別。消費税は別途 徴収する。)
長期	6か月を超えて1年以内	516,000円
短期	3か月を超えて6か月以内	258,000円
	3か月以内	129,000円

## 別紙様式 1

## 受託研究員委託申請書

年 月 日

部局等の長名 殿

〔 民間会社等の所在地、名称を明記のこと。〕

委託者

氏 名

下記の者を受託研究員として委託したいので、受入れを許可くださるようお願いします。  
 なお、受託研究員には愛媛大学受託研究員規程を遵守させることを誓約します。

(ふりがな)	( )	性		年	満	歳
研究員氏名		別		齢		
最終学歴及び 卒業年月日						
民間会社等の所 属部課及び職名						
委託を希望する 理 由						
研 究 題 目						
研 究 期 間						
研究計画の概要						
従来の研究業績 の 概 要						
研究しようとする 学 部 等						
希望する指導教 員 職 名 氏 名						
備 考						

添付書類：履歴書

受託研究員受入許可通知書

年 月 日

委託者住所

氏 名 殿

部局等の長名

年 月 日付けの受託研究員委託申請については、下記のとおり受入れを許可します。

記

(ふりがな) ( ) 研究員氏名	性 別		年 齢	満 歳
民間会社等の所 属部課及び職名				
研 究 題 目				
研 究 期 間				
受 入 部 局 等				
指 導 教 員 職 名 氏 名				
研 究 料 及 び 消 費 税 額				
備 考				